— 記者会見資料 08 —
令和 6（2024）年 5 月 8 日
環境課
TEL 23-5170

被災家屋・建物の公費解体の相談受付について

令和 6 年能登半島地震により被災した家屋･建物の公費解体の相談窓口を設置しました。

公費解体とは、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止を目的に、市が所有者に代わって家屋や建物の解体・撤去を行う特例制度です。

市は、公費解体を実施するに当たって、被災した家屋・建物の解体を希望される方を把握したいので、解体をご検討される方は、市にご相談ください。

1　公費解体の対象要件

公費解体の対象となる家屋・建物は、以下の要件をすべて満たす場合に限ります。

⑴　個人または中小企業者が所有する家屋・建物であること

・令和 6 年能登半島地震による公費解体は、個人所有の家屋に加え、中小企業者所有の建物も公費解体の対象とされています。中小企業者の要件は、裏面の参考要件をご覧ください。

・原則、令和 6（2024）年 1 月 1 日から継続して所有している家屋・建物が対象です。

⑵　能登半島地震により半壊以上の被害を受けた家屋・建物であること

･市税務課のり災証明書･被災証明書の発行を確認します。まだ発行がない場合は、被災の状況がわかる写真などをご準備ください。

⑶　被災した家屋・建物の全部を解体すること

・家屋・建物の一部のみの解体やリフォームは公費解体の対象となりません。

・公費解体は原則、地上部分の解体であり、撤去が困難な地下の構造物は解体しません。

・家財など公費解体の対象外となるものは、事前に搬出していただきます。

2　公費解体相談窓口

個人・中小企業者それぞれに以下の相談窓口を開設しています。お電話でのお申し込みとなります。

⑴　個人の方　……　市 環境課クリーンセンター（クリーン推進係）
電話：0257-23-5170　　受付時間：平日 8:30～17:15
所在地：柏崎市松波 4 丁目 13 番 13 号　クリーンセンター内

⑵　中小企業者　…　市 商業観光課（商業労政係）
電話：0257-21-2335　　受付時間：平日 8:30～17:15
所在地：柏崎市日石町 2 番 1 号　市役所 3 階

3　相談期間

令和 6（2024）年 7 月 31 日（水）まで

・公費解体の対象要件に該当する家屋・建物のうち、すでに解体に着手している建物については、その費用の一部を支援できる場合があります。

参考　公費解体の対象となる中小企業者の要件

中小企業基本法第２条第１項による中小企業者（これに準ずる公益法人等を含む）

区分	資本金	従業員数
製造・建設・運輸業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
その他の職種	3 億円以下	300 人以下
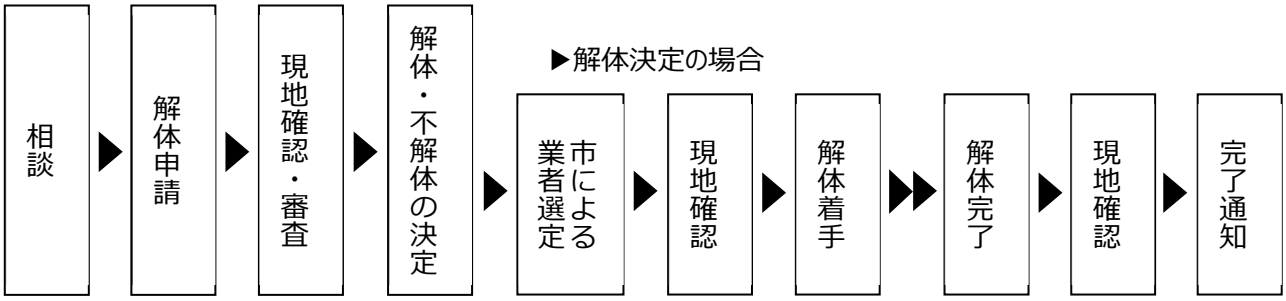
参考　公費解体実施の流れ